

都市機能誘導施設一覧表

都市機能	都市機能の内容	具体的な施設
行政機能	中枢的な行政機能、高齢者・児童福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点	市役所、県総合庁舎、消費生活センター、権利擁護センター、在宅介護・医療連携センター（※1）
商業機能	時間消費型のショッピングニースなど、様々なニースに対応した買い物、食事、娯楽を提供する機能	大規模小売店舗（※2） 映画館・娯楽場（※3） 居酒屋等の飲食店（※3）
医療機能	通院及び病状が重く入院が必要な場合の医療（二次医療）を受けられることができる機能	病院（※4）
金融機能	決済や融資などの金融サービスを提供する機能	銀行、信用金庫（※5）
教育文化機能	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能	劇場・多目的ホール（※6） 博物館・美術館（※7） 図書館（※8） 専修学校・各種学校・大学等のサテライト施設（※9）

※1：地方自治体等が設置する施設

※2：施設の店舗面積が1,000㎡を超えるもの

※3：立地場所の用途地域の規定により立地可能な施設

※4：医療法第1条の5第1項に定める病院（地域医療支援病院、福岡県精神科救急医療システム輪番病院を除く）で病床数が150床以上のもの

※5：銀行法に規定される銀行及びその支店、信用金庫法に規定される信用金庫及びその支店

※6：演劇、コンサート、スポーツ、展示会を主とする様々な公演やイベントに使用される施設の床面積が1,000㎡を超えるもの

※7：博物館法に規定される「登録博物館」及び「博物館相当施設」

※8：図書館法に規定される「公立図書館」及び「私立図書館」

※9：学校教育法に規定される「専修学校」、「各種学校」及び「大学」に関連する施設